

新型コロナウイルス対策における「感染拡大防止対策期」（１月９日～２９日）への 移行を受けた学校の対応について

１ 健康観察

（１）発熱等の風邪症状がみられる際の対応について

- ① 登校前に必ず検温を行い、発熱等の風邪症状がある時は、無理をせず登校を見合わせてください。
欠席扱いにはなりません。
- ② 生徒本人のみならず、同居の家族に風邪症状が見られ、生徒本人の出席を見合わせる場合も欠席扱いとはなりません。
- ③ 登校を見合わせる場合は、必ず保護者から学校に連絡をしてください。

（２）感染及び感染の疑いがある場合の学校への連絡について

- ① 生徒本人が感染者となった場合
- ② 生徒本人が感染者との接触に伴い、濃厚接触者あるいは接触者となり、PCR 検査を受けるよう指示された場合
- ③ 上記②の検査結果

２ 換気

（１）学校では、休み時間に 3～5 分間全ての窓を全開にし、換気を行うようにしています。

（２）学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について

コート及び部活動で認められているウインドブレーカー等を着用できるよう柔軟に対応しています。

３ 外出について

- ① 県内における不要不急の外出については、慎重に検討すること。
- ② 他の都道府県との不要不急の往来については、慎重に検討すること。
新規感染者数が 15 人以上/人口 10 万人/週の地域にあっては、特に慎重に検討すること。県外に移動した場合、帰県後 14 日間は行動記録を取ること。
- ③ 特に 20 時以降の不要不急の外出は控えること。

４ 新しい生活様式の徹底について

- ① 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底すること。
- ② 大人数での会食を控えること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。

５ 部活動について

- ① 県内の学校との練習試合・県内大会等への参加
- ② 全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連等が主催する大会等への参加
上記①②について、実施計画・大会要項等を十分に確認した上で判断し、参加を決定する。
- ③ 部活動終了後に、生徒同士で食事をするのを控えること。